

世田谷区公契約条例における
労働報酬下限額の周知に係る確認書

契約件名	
------	--

I 世田谷区公契約条例における労働報酬下限額の対象である本件について下記を実施しました。

1 労働報酬下限額の周知カードを本件に従事する労働者へ配布した。

又は次に掲げる事項を、書面等によって労働者に周知した。

(1) 世田谷区公契約条例及び労働報酬下限額の対象となる労働者の範囲

① 事業者又は下請負者に使用され、賃金を支払われる者

② 派遣労働者

③ 一人親方

(2) 労働報酬下限額

【工事請負契約の場合】

東京都の公共工事設計労務単価（令和7年3月現在）の51職種ごとの

単価の85%相当額（熟練労働者）

【工事以外の契約の場合】（各種業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

1時間当たり1,460円

2 労働報酬下限額の周知ポスターを作業所等の労働者が見やすい場所に掲示した。

又は掲示できない、若しくは掲示しても労働者が確認できない事情があるため、ポスターの内容を口頭又は書面等により労働者へ周知した。

※ポスターが掲示されていることがわかる写真を裏面に貼付又は周知方法を記載

II 世田谷区から労働報酬下限額の周知及び遵守について、聞き取りや賃金資料の提出などの求め（事業所労働条件調査等）があった場合は協力し、誠実に対応することを誓約します。

年 月 日

世田谷区長 あて

所在地

事業者名

代表者名

担当者名

連絡先

（裏面あり）

労働報酬下限額の周知ポスターについて、実施した項目のいずれかにチェックを入れてください。

☐ 作業所等の労働者が見やすい場所に掲示した。（掲示場所を記載もしくは掲示されていることが分かる写真を貼り付けること）

☐ ポスターの内容を口頭で周知した

☐ ポスターの内容を書面で周知した。

☐ その他（ ）

【掲示場所記載もしくは写真添付】